

令和3年 第7回
教育委員会定例会会議録

令和3年7月19日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2570号
令和3年第7回定例会

日 時 令和3年7月19日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室（テレビ会議）

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	河 本 良 江
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	大 石 哲 奈

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区教育委員会文書管理規程等の一部改正について
- 2 令和3年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について
- 3 港区スポーツセンターの臨時休館について
- 4 学芸員の人事について（非公開）
- 5 特別展示室の観覧料について

日程第2 協議事項

- 1 令和3年度港区指定文化財の指定に係る諮問について（非公開）

日程第3 教育長の臨時代理に伴う報告事項

- 1 東京都における緊急事態宣言の期間終了及びまん延防止等重点措置を踏まえた施設及び事業の対応について
- 2 東京都における緊急事態措置等を踏まえた施設及び事業の対応について

日程第4 報告事項

- 1 令和3年第2回港区議会定例会の質問について
- 2 港区スポーツセンタープールの休止について
- 3 高輪築堤に関する保存要望等一覧について
- 4 みなと図書館の一部利用制限について
- 5 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 6 高輪一丁目における東京法務局登記所備付地図作成について（高松中学校敷地）
- 7 令和3年度いじめ問題対策連絡協議会の報告について
- 8 東京2020大会における学校連携観戦の中止について
- 9 緊急事態宣言発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について
- 10 後援名義等の6月使用承認について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について
- 14 図書館の6月分利用実績について
- 15 図書館・郷土歴史館の6月行事实績について
- 16 図書館・郷土歴史館の8月行事予定について
- 17 みなと科学館の6月利用状況について
- 18 8月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 ではすみません。時間になりましたので、ただいまから令和3年第7回港区教育委員会定例会を開会したいと思います。

中村委員につきましては現在オンラインでの参加を予定しているのですが、まだつながっていませんが、つながった段階でご参加いただければと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、寺原委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

それではまず本日の運営について、お諮りをしたいと思います。

日程第1、審議事項第4、議案第51号「学芸員の人事について」と日程第2、協議事項第1「令和3年度港区指定文化財の指定に係る諮問について」、この2件を非公開での審議とし、日程を変更して、一番初めに審議及び協議を行い、その後日程を戻して審議事項第1から会議を行いたいと思います。

なお、日程第2、協議事項第1「令和3年度港区指定文化財の指定に係る諮問について」につきましては、今後港区文化財保護審議会に諮問し、当該審議会で指定について審議されるため、現時点では非公開としたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、この2点については港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、非公開といたします。

日程第1 審議事項

4 学芸員の人事について(非公開)

日程第2 協議事項

1 令和3年度港区指定文化財の指定に係る諮問について(非公開)

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

日程第1 審議事項

1 港区教育委員会文書管理規程等の一部改正について

○教育長 それでは、日程を戻します。日程第1、審議事項に入ります。議案第48号「港区教育委員会文書管理規程等の一部改正について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第48号「港区教育委員会文書管理規程等の一部改正について」ご説明いたし

ます。資料1を用いますが、その中の資料1－3を御覧ください。

文書、電子文書及び電磁的記録について、港区教育委員会管理規則ほか1件の訓令を改正いたします。

項番1、改正の背景です。区や教育委員会、学校に到達する文書等につきまして、これまでの紙からファクシミリ、メール、電子データなど、大きな変化が見られます。区ではこれらの文書收受におきまして的確な履行に向けた整理を全庁的に行うこととして、港区文書管理規程の改正が行われます。教育委員会の訓令におきましても同様に文書等の定義や取扱いについて改正を行うとともに、その他規定の整備を行い、事務処理の基本的な考え方の再確認並びに收受処理の的確な履行につなげることにいたします。

具体的に改正する訓令は、港区教育委員会文書管理規程並びに港区立学校分文書管理規程となります。

主な改正内容は項番3のとおりです。

この改正につきましては新旧対照表によりご説明をいたします。資料ナンバー1－2を併せて御覧ください。上段が改正案、下段が現行の対照表という見方になります。

第2条9号です。收受文書の定義電子文書という文言を明示いたします。電子文書とは、文書管理システムにより受信した施行文書のことを指します。

次のページになります。第17条2号では、ファクシミリの利用による收受の処理について、実態に合わせた項目に整理をしております。

第17条の2は新たな項となります。これは昨今の文書等の動きから、第18条に包含されていた電子文書の受信について明確に項目を起こしたものととなります。それに伴いまして、併せて19条の規定の整備をしております。

さらに進んでいただきますと、第35条、こちらは様式を変更したことによる修正となります。

そのほか新旧対照表を見ますと出てくるのが、第2条の12号、13号、第8条5号、第31条の総合行政ネットワーク文書並びに電子署名という文言が出ていますが、こちらは電磁的記録として整理しておりますので、その中に包含することで規定の整備を行っております。

資料1－3にお戻りください。項番4になります。施行日は令和3年8月1日です。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ここで中村委員が会議の方に入られたということですので、おはようございます。

○中村委員 おはようございます。

○教育長 今9時半から始めさせていただきます。非公開で学芸員の人事についてと港区指定文化財の指定に係る諮問についての2点が終わります。現在は日程第1の港区教育委員会文書管理規程等の一部を改正することについて事務局の方の説明が終わった段階ですので、よろしくお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。委員の皆さんには後程中村先生の方から、会が終わってからご挨拶をしていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○寺原委員 この電子文書と電磁的記録の違い、参考資料の方に書いてはあるのですが、ちょっと分かりやすく教えていただけたら助かります。

○教育長室長 電磁的記録というのは、まだ区の文書として正式に成立していない電子的にきた状態のことをいいます。メールで届いたものとか、そういったものは電磁的記録としてもらいます。それを文書管理システムにより取扱いをしたものについて、区としての文書と取扱いますので、公文書として取扱いますので、システムに記録したかどうかというのが一つの違いになりますけれども、電磁的状況と文書として取り扱える状況にしたものということをお願いしたいと思います。

○寺原委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 過去の事例でもファクスの送信先間違いというのがあったかと思うのですが、その辺に対する。メールはどのようなのですか。メール送信間違いというのはあまり聞かないし、ファクスというのは過去にもありましたし、その辺の再発防止というか、そういうところの発生防止みたいなところは何か対策を打たれているのでしょうか。

○教育長室長 今ご指摘のとおり、電話番号間違い、いわゆる番号違いで送られているものに対しては、どうしてもヒューマンエラー的なもの、ここが機械ではチェックができないところがどうしてもございます。ファクスにつきましては電話番号について事前に登録をしておいて、プッシュ間違いのないようにするというのが一つのやり方になります。

あと、メールにつきましても、こちらはCCの使い方、BCCの使い方ということで、メールアドレスがほかの方に過度に拡散しないようにということで、全職員対象の研修を毎年行っております。具体的に起きた事項を事例に出しまして、これは人ごとではなくて自分事だということで、常に課長が研修を受け、課長が講師となって係員に講習をするといったものを続けているところでございます。

○田谷委員 誤送信、誤発信については十分に注意していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第48号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 異議がないようですので、議案第48号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 令和3年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について

○教育長 次に、議案第49号「令和3年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の

状況の点検及び評価対象事業の決定について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第49号「令和3年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について」でございます。資料を御覧ください。

目的です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、執行状況の点検、評価を行い、結果を区民に公表することによって、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施するものとなります。

2番の評価の対象事業の選定方法になりますけれども、港区教育委員会が掲げます五つの計画において、各計画の施策の中から昨今の社会情勢などを考慮しつつ、評価委員のご意見を踏まえて選定いたします。

3番、評価対象事業は別紙のとおりになります。別紙を御覧ください。六つの事業を選定いたしました。

まず学校教育推進計画からは、読書活動の推進事業でございます。こちら理由としましては、区立の各小中学校図書館における新たな体制における効果検証により、学校図書館のより一層の充実につなげるものでございます。

2件目です。学びの未来応援施策の推進です。経済的困難や学力・家庭教育面の課題を抱えた児童・生徒、保護者への支援について、コロナ禍における家庭環境の変化も捉え、学びの未来応援体制を強化するものでございます。

3件目です。こちらは生涯学習推進計画から自主的な区民大学でございます。学びを通して社会参画を希望する区民などの自主的な講座やイベントを企画・運営する事業でございます。オンラインと併せまして、効果的な事業実施を図るものです。

4件目は、スポーツ推進計画からトップアスリート及びチームとの交流です。包括連携協定の締結を機会に、今後のトップアスリートとの交流や体験会などを創出するものでございます。

5件目です。図書館サービス計画から来館困難な利用者への資料提供でございます。感染症拡大防止対策を契機に、宅配サービスの一層の強化につなげるものでございます。

6件目です。子ども読書活動推進計画から子どもの年齢に応じた取組の推進です。コロナ禍において、各種事業や交流が制限される状況の中で、子どもたちの年齢に応じた読書活動の支援、取組を一層推進していくものでございます。

参考資料1も御覧ください。参考資料1は、この4名の評価委員によりまして事業の執行状況の点検及び評価の実施をいたします。この参考資料2ページ目、裏面になりますけれども、スケジュールをお示しております。8月下旬には評価委員によるヒアリングを経た後、10月中旬を予定して、教育委員の先生の皆様と評価委員の皆様による意見交換の場を設定いたします。10月の教育委員会にて報告書の審議、了承の後に区議会へ報告してまいります。

参考資料2は、各計画を一覧でまとめたものとなります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょ

うか。

それでは、採決に入ります。

議案第49号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第49号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

3 港区スポーツセンターの臨時休館について

○教育長 次に議案第50号「港区スポーツセンターの臨時休館について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「港区スポーツセンターの臨時休館について」ご説明いたします。本日議案資料ナンバー3を御覧ください。

本件は港区スポーツセンター条例第4条の規定に基づきまして、みなとパーク芝浦の電気設備自主点検を実施するため、港区スポーツセンターを臨時休館することについてご審議いただくものでございます。

項番1、理由でございます。電気事業法第42条等の規定に基づきまして、みなとパーク芝浦の電気設備自主点検を行います。各電気設備機器を停止し、特別高圧受電設備や非常用発電等を使用する機器の点検作業を行います。点検日はみなとパーク芝浦全館が停電となるため、スポーツセンターを臨時休館いたします。

項番2、臨時休館日は令和3年11月20日の土曜日と、21日日曜日の2日間でございます。

項番3、告示日は、明日の7月20日でございます。

項番4の周知方法でございます。8月5日号の「広報みなと」、また明日には区ホームページ、各施設へのポスター掲示等により周知いたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第50号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第50号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

5 特別展示室の観覧料について

○教育長 次に議案第52号「特別展示室の観覧料について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第52号「特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。議案資料ナンバー5を御覧いただけますでしょうか。

審議内容でございます。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する特別展「人形」の観覧料について、港区立郷土歴史館条例別表の規定により、教育委員会がその都度額を定めることとされておりますので、以下のとおり決定します。

項番の1、特別展名称等。(1)名称「人形(にんぎょう／ひとがた)」です。(2)開催期間、令和3年10月2日から令和3年12月5日までです。(3)内容、人形(にんぎょう／ひとがた)は古来より人の手によって作られ、人との関わりにおいて多様に展開し、日本独自の文化を形成しました。本展では、港区にゆかりの人形を中心に、「人形に託された役割～人を守り、願いを受けとめ、楽しませ、寄り添う～」に焦点を当て、人とともにある人形の特性を探ります。

項番の2、観覧料。特別展のみ観覧する場合、大人400円、小中高校生200円。常設展と同時に購入した場合、大人600円、小中高校生200円でございます。

今回、九州も含めまして全国から多くの資料が駆けつける予定でございます。また、図録も発行する予定になってございます。

なお、昨日、7月18日日曜日まで会期を延長いたしまして開催しておりました江戸の武家屋敷展、昨日までで、期間中2,544人の来場がございました。状況についても大変売れ行きがよかったと。土日に40冊、50冊売れたこともございました。非常に延長してこの期間……。

以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第52号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第52号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第3 教育長の臨時代理に伴う報告事項

1 東京都における緊急事態宣言の期間終了及びまん延防止等重点措置を踏まえた施設及び事業の対応について

○教育長 日程第3、教育長の臨時代理に伴う報告事項に入ります。

報告事項1、「東京都における緊急事態宣言の期間終了及びまん延防止等重点措置を踏まえた施設及び事業の対応について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 では、「東京都における緊急事態宣言の期間終了及びまん延防止等重点措置を踏まえた施設及び事業の対応について」ご説明いたします。

本日臨時代理報告資料ナンバー1を御覧ください。

本件は東京都のまん延防止等重点措置の内容を受けて、まん延等重点措置の期間を6月21日から7月11日までとし、引き続き臨時休館する施設や閉館時刻を20時とする施設や事業などを港区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理し処理しましたので報告し、ご承認を得るものでございます。

項番1、処理の内容です。恐れ入ります、資料2ページ目を御覧ください。

経過でございます。6月17日に政府は東京都をはじめとする区域に係る緊急事態について、6月20日をもって終了し、東京都等を対象に対策特別措置法の規定に基づき7月11日までまん延防止等重点措置の実施を決定し、公示いたしました。6月18日には、東京都はまん延防止等重点措置等の内容について公表いたしました。このことを受けまして、教育委員会では、東京都が示したまん延防止等重点措置等の内容を踏まえまして、期間を6月21日から7月11日までとする対応をいたしました。

次のページを御覧ください。項番2、施設・事業の運営でございます。引き続き、箱根ニコニコ高原学園は休園でございます。引き続き閉館時間を20時とする施設等については一覧のとおりでございますが、この間、プール開放・学校児童開放は、この回で再開した事業でございます。終了時刻は20時でございます。通常どおり運営する施設は、図書館、郷土歴史館、みなと科学館でございます。

次に事務事業等でございます。教育委員会が主催するイベント・講演会等の区民が直接参加する事業については、区ガイドラインに基づく運営を徹底して行うなど、記載のとおりでございます。

項番3の周知方法でございます。告知含め、区ホームページ、SNS、各施設での掲示等で対応いたしました。

恐れ入ります。1ページにお戻りください。項番の2、臨時代理の日は令和3年6月18日でございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

それでは、教育長の臨時代理に伴う報告事項1について、報告どおりご承認いただくことにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項1については、ご承認をいただきました。

2 東京都における緊急事態措置等を踏まえた施設及び事業の対応について

○教育長 次に報告事項2、「東京都における緊急事態措置等を踏まえた施設及び事業の対応について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「東京都における緊急事態措置等を踏まえた施設及び事業の対応に

ついて」ご説明いたします。

本日提出資料ナンバー2を御覧ください。

本件は東京都の緊急事態措置等の内容を受けまして、緊急事態措置の期間を7月12日から8月22日までとし、引き続き臨時休園する施設や閉館時刻を20時とする施設や事業などを港区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理し処理しましたので報告し、ご承認を得るものでございます。

項番1、処理の内容です。恐れ入ります、資料2ページ目を御覧ください。

経過でございます。7月8日に政府は7月12日から8月22日までの期間、対策特別措置法の規定に基づきまして緊急事態等の実施区域に東京都を加える旨を公示し、同日、東京都は緊急事態措置等の内容について公表いたしました。これを受けまして、教育委員会では、東京都が示した緊急事態措置等の内容を踏まえて、期間を7月12日から8月22日までとするなどの対応をいたしました。

項番2、施設・事業の運営でございます。こちらは、引き続き休園するのは、箱根ニコニコ高原学園が休園でございます。次のページを御覧ください。引き続き閉館時刻を20時とする施設は生涯学習センター、青山生涯学習館、スポーツセンター等記載のとおりでございます。通常どおり運営する施設は、図書館、郷土歴史館、みなと科学館です。

次に事務事業の内容でございます。教育委員会が主催するイベント・講演会等の区民が直接参加する事業については、区ガイドラインに基づく運営を徹底して行うなど、記載のとおりでございます。

項番3、周知方法は、告示を含め、区ホームページ等、各施設の掲示等で対応いたしました。

1ページにお戻りください。項番の2、臨時代理の日は令和3年7月9日でございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長の臨時代理に伴う報告事項2について、報告どおりご承認いただくことにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告事項2については、ご承認をいただきました。

日程第4 報告事項

1 令和3年第2回港区議会定例会の質問について

○教育長 日程の第4、報告事項に入ります。「令和3年第2回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 令和3年第2回港区議会定例会に質問がございました。6月9日並びに10日で教育長から答弁をしております。報告資料1を御覧ください。

代表質問は4名、計10問ございました。一般質問は3名から計12問ございました。

おめくりいただきまして3ページになりますけれども、まず代表質問ですけれども、35人学級について、どのような35人学級を実現していくのか、教育長の見解を問うという質問でございます。教育長の方からは、今年度から5年かけて小学校全学年の35人学級を実現いたしますと。また、児童数の将来推計を注視しながら、特別教室などの普通教室化や増改築、仮校舎の設置などの従来の手法にとどまらず、制度面も含めてあらゆる検討を進め、全学年の35人学級を予定どおり実現してまいりますと答弁しております。

お進みいただきまして、5ページになりますけれども、教員の負担軽減策についての質問もございました。コロナ禍で教職員の業務負担が増えています。今後どのような取組で教員の負担軽減を図っていくのかという問いでございます。教育長答弁としまして、これまで校務支援システムなどICTの活用や区費講師、部活動指導員などの人的配置により教員の負担軽減を図ってまいりました。今年度、教育経営協議会では研究テーマを教職員の働き方改革の推進と位置づけまして、具体的な数値目標を定め、独自の取組を実践する予定と答弁しております。

さらに一般質問の方からは、9ページを御覧いただきたいと思います。学校でのオンライン授業について、今後の展開について問われております。今後の展開の見解を聞かせてほしいということです。オンライン授業は、臨時休業となった際の備えとして、昨年度から準備の整った学校で先行的に実施し、区立小・中学校6校で取り組んでいます。今年度はさらに1学期中に小学校1校、中学校2校で実施する予定と報告しております。今後はオンラインによる学びの有効性や可能性などを保護者と共有できるようにするとともに、学校の教育活動を周知する機会としても活用してまいりますということで結んでおります。

時間の関係もございましてかいつまんだものとなりますけれども、教育長答弁、以上でございます。説明は以上です。

○教育長 ただいまの報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 この第2回の定例会はいつ行われたのでしょうか。

○教育長室長 教育長答弁、本会議につきましては6月9日並びに6月10日でございます。

○山内委員 それを踏まえて一つ指摘をさせていただきたいと思います。

高輪築堤に関して風見議員の質問に関して、答弁内容がこれは本当に適切なのかどうかということです。つまり、答弁内容で、教育委員会はこれまでもJR東日本に要望書を提出していることから、この方針で現地保存とされた部分以外の遺構について改めて完全保存を要請することは予定しておりませんという回答があって、さらに再質問に対して、80メートル含めて遺構を現地に残すことを求める見解を示した。教育委員会はというところも、記録保存の調査を詳細かつ慎重に進めてまいりますということにとどまっています、つまり、教育委員会としての最終的な要望というのは、第四区についてもJRの出した計画を見直せと、再考を求めるということが最終的な要望書で

あったはずなのに、教育委員会は完全保存を要請することは予定しておりませんということは、ちょっとそれには反する回答なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○図書文化財課長　ここでいう教育委員会はこれまでもJR東日本に要望書を提出していることからというのは、教育委員会としてJRの方に出した、議決をして出した二度の要望書のことを指しております。こういう要望書を出しているのに、改めて完全保存をこの時点で再度要請することは予定しておりませんという、そういう趣旨で答弁書を作成しております。

○山内委員　ということは、ちゃんと議会では伝わっているのでしょうか。つまり、これだけ読むとさらに区議の再答弁の内容の、高輪築堤調査・保存等検討委員会では云々のところも、80メートル含めて現地に残すことを求める見解を示しましたということ踏まえて教育委員会は云々とありますから、80メートル残すということ容認したという上での回答にしか読めないのですけれども、この回答だと。

ですから、やっぱりきちんと教育委員会としてはJRに対しては再考を求める要望を出したのだということをはっきりこの場でもおっしゃった方がいいのではないのでしょうか。

○図書文化財課長　再答弁ということで、こういう形で言っていますけれども、これは80メートルを含めた遺構を現地に残すということ、一つ検討委員会としてそういう結論を出した上で、区としてもそれはそれとして80メートルについては検討して、現在はこういった記載のような、国の史跡指定に向けた意見具申の準備を進めるとともに、記録保存調査を詳細かつ慎重に進めるということを答弁しています。

要望書についてはホームページにも現在アップして周知してございますので、それについては周知されているということです。

○山内委員　教育委員会としての見解としては、つまり80メートルの保存で満足だという回答にしかこれだと読めないのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○図書文化財課長　限られた答弁の中でそういう細かなところまでなかなか表現し切れないというところもあるのですけれども、いずれにしても教育委員会として二度議決した上で要望書を出しているということは記録として残っておりますし、ホームページにもアップされております。そういう経緯について、なかなか答弁の裏側まで、奥まで読み取れない部分はございますけれども、教育長答弁としてはそういう形で、これまでの事実を踏まえた形で答弁等をしているものでございます。

○山内委員　そうすると、要望書を出して、再考を求める要望書を出したけれども、それに対してJR東日本がどういう対応を取るか全くこちらとしてはもう一切関知しないということでもある訳ですね。

○図書文化財課長　JRが要望を受けたことは間違いのない事実ですので、向こうもそれは認識しているところです。高輪築堤検討委員会の方もその後開催されまして、その後の調査をはじめとして進捗管理をしているところでございます。国の史跡指定を含めた形で、東京都と我々教育委員会としても、埋蔵文化財行政として今そこを注視しながら進めているという段階でございまして、全く要望書を出したきりそのまま知らないという訳ではなくて、その後はしっかりと行政と

しても管理をしていくということになると思います。

○山内委員 これはある意味で完全保存を要請すべきだという意見についての回答な訳ですけれども、少なくとも答弁としては、これ党派がどこであれ、やっぱりそれに対して教育委員会の姿勢としては完全保存を求めるという立場から再考してほしいということを言っていた訳ですから、まずその要請については、教育委員会としてそれについては同じ見解を持っているのだと。そして、それに基づいて再考を求める要望書を1回出したということは、ちゃんとここで回答すべきだと思うのですけれども。それが無いと何も、ホームページに出したのを見ない限りは、ほかの党派の議員を含めて誰も気づかないままということになると思います。

極めて不誠実な答弁だと思います。

○図書文化財課長 私ども埋蔵文化財行政を担う教育委員会の立場として、もちろんもっとも好ましいのは完全保存、全ての文化財が保存されればいいということは、これは間違いないことだと思います。ただそういう中で、高輪築堤検討委員会での専門家による協議の中でもああいう形で……した。しかし、この中でも述べられていますけれども、やむなしという判断をしてはいないと、そういうことを受けまして、教育委員会の中でご審議頂いた形で、やはり保存を求めるべきだということご意見を頂いたことは事実でございますので、そこにつきましては、今後こういう機会がございましたらまた改めてしっかりと、教育委員会での審議が伝わるような形で考えていきたいと思っております。

○山内委員 文化財保護の立場からやはり教育委員会としてはきちんと価値を認めて評価して意見を出した訳ですから、その趣旨はきちんと常に伝わるように繰り返し言い続けないとこれはいけない訳で。そのためにどこまで注意を払った答弁内容になっているかという、これだけだと非常に疑問に思ったので、申し上げました。今後気をつけていただければと思います。

○教育長 ただいまの意見ありがとうございました。先程ちょっと図書文化財課長からもお話があったのですが、これまでもJR東日本に要望書を提出しているというところの部分がちょっと説明が不十分というところもありましたので、今後そこは十分注意するような形で答弁の方は考えていきたいと思っておりますけれども、我々とすれば、そこで要望は出したというので、改めてというところもあったのですけれども、今、委員の方からもお話がありましたように、そこは今後きちんと注意していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山内委員 そういう意味では、この答弁がもし説明が不十分だとすれば、その説明をきちんとされたらどうですか。

○教育長 またその機会があれば、そこは調整していきたいと思っております。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、ここの報告は以上とさせていただきます。

2 港区スポーツセンタープールの休止について

○教育長 次に、「港区スポーツセンタープールの休止について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「港区スポーツセンタープールの休止について」ご説明い

たします。本日付報告資料ナンバー2を御覧ください。

まず報告の内容でございます。スポーツセンターのプールの安全点検、清掃、コーキング補修のため、プールを臨時休止いたします。

項番1、休止の理由でございます。港区プールの衛生管理に関する条例第5条第6号等の規定に基づきまして、水抜きによる安全点検、清掃、コーキング補修のため、プールを臨時休止いたします。

項番2、臨時休止をする日は、令和3年10月4日月曜日から10月8日の金曜日までの5日間でございます。

項番3、告示日は、明日7月20日でございます。

項番4、周知方法です。8月5日号の「広報みなと」、また明日から区ホームページ、各施設へのポスター掲示により周知いたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 高輪築堤に関する保存要望等一覧について

○教育長 それでは、続きまして、「高輪築堤に関する保存要望等一覧について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 報告資料ナンバー3を御覧いただけますでしょうか。「高輪築堤に関する保存要望等一覧について」でございます。

これまで区に提出された高輪築堤に関する保存要望等を別紙のとおりご報告いたします。別紙を御覧ください。一覧になってございます。

1ページ目の方のナンバー1からナンバー8までは既にご報告いたしておりますので、2枚目の方のナンバー9からナンバー14までを御覧いただけますでしょうか。

一番上が令和3年2月26日、鉄道史学会ほかから提出されたもの、その次が令和3年3月1日、日本歴史学協会ほか20学会から提出されたもの、ナンバー11が日本考古学協会会長声明、ナンバー12、それからナンバー13、こちら日本イコモスから出たもの、ナンバー14も同じくイコモスの関係者であるオグルソープ博士から出たものということでございます。

要望書本体につきましてはそれぞれ添付をしておりますので、お目通しいただければと思います。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 この要望書の宛先は教育委員会教育長になっている訳ですけども、そういう意味では、要望書を受けているということになる訳ですが、これに対してはどのような対応をされているのでしょうか。

○図書文化財課長 要望で回答を求めているものにつきましては、既に回答をお送りしてございます。回答を求めているものもございましたので、回答はそういう形で出しておりますので。

○山内委員 どのような回答をされているのですか。

○図書文化財課長 日本イコモスのものは今、手元にございますので、ご紹介したいと思います。

2021年5月24日付、日本最古の鉄道遺構「高輪築堤」の現地全面保存と高輪ゲートウェイ駅周辺の開発計画見直しの要望書についての回答ということで、その中で、高輪築堤については港区文化財保護審議会の委員を委員長として、その他の関係者と構成された高輪築堤調査検討委員会において、専門的な知見を生かして検討を重ねた検討結果を踏まえて、JR東日本が方針を取りまとめたということを言及した上で、区としてはこの委員会に……について発言をして……。それから、高輪築堤の現地保存公開に向けて、品川開発当局については計画を変更するということが既に公表されていて、新しい地域社会の貢献とともに、新しいまちの価値向上を目指すということが回答されているということを言及した上で、……部分以外の遺構については港区教育委員会として詳細かつ慎重な記録保存調査を行うということを……、またさらに今後関係機関と連携して適切に対応してまいりたいと。これは区長と教育長と連名での回答です。

○山内委員 つまり、これはある意味、イコモスにしたって、国際機関にしても、文化財の保護の立場で要望書が出てきたときに、どうこちらは誠実に回答するかということが重要な訳ですよ。

今の回答の中にも、こちらとしても現地保存が重要だという認識をして再考を求めたということが何も添えられていない理由は何なのでしょう。これ教育委員長に来ているのですよ。教育委員会で決議した要望書について何も言及していないというのは、これは逆に回答としては不誠実だと思うのですけれども。

○図書文化財課長 その回答の案を作成する段階で、これは区長と教育長と連名での作成であったということがまず一つございます。教育委員会としてそういう視点を持っていることは、これは早くから示していることとございます。その回答の中に明確にそういうことは読み取れないというご指摘かと思えますけれども、もともと文化財行政を預かる教育委員会としてそういう視点を持っていることはホームページでも既に掲示をしているところでございますので、教育委員会としての姿勢は変わらないものでございます。

また、オブザーバーとして区が参加をしてこれについて発言をしてきたということも明記をしておりますけれども、そういうところから読み取ればと考えております。

○山内委員 でも、読み取れないですよ、これだったら全然。

では、なぜここでこれだけ丁寧にきちんと議論したか。結果は政治的な協議の中で保存に至らなくても、教育委員会の立場ではきちんと歴史的な遺産としての評価をきちんとし、保存のための意向を示しているということが重要な訳ですよ。それを全く教育委員会が評価していないとしたら、歴史的な遺産としての検討を何もここでしていなかったということになる訳です。後でそういう非難を受けないためにも、きちんと歴史的な評価もして再考を求めた訳ですよ。

それはある意味で私は区を守るためだし、区の教育委員会を守るため、きちんとそれは評価して

再考を求めたというところを書くべきだということで申し上げてきた訳ですよ。そうであるならば、きちんとこういう要望書が出てきたときに、教育委員会としても再考を求めているのだということをきちんと評価して、求めているということは書いておくべきだと思います。そうでなかったら、何も歴史的な評価を教育委員会はしていなかった、いいなりになっていたと後で攻められたって何も守れないですよ。

○図書文化財課長 今のご指摘ありがとうございます。もしまたこのような要望書があった場合には、教育委員会としてそういう姿勢を持っていたということを明言する形で、適切な要望書の回答をしていきたいと思います。

○山内委員 一番適切なのは、今日、教育委員会で要望書が色々あったことの報告をした。そこで回答についても1回報告をしたのだけれども、教育委員会の中できちんと再考を求めた要望書の内容を伝えるべきだと、教育委員会としては歴史的な評価をしていて再考を求めているのだと、そのことをきちんと回答すべきだという意見があったので、もう1回要望書に対しても回答し直しますということで、きちんと誠実に伝えた方がいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○図書文化財課長 この要望書についての回答を出し直すかどうかということだと思えるのですが、そこにつきましては改めて教育委員会の内部でもう一度検討させていただきまして、適切な形でこちらの審議をした形で整理ができればと思います。

○山内委員 お願いします。

○教育長 今、図書文化財課長からお話がありましたので、今、山内委員のご指摘も重々承知はしているところなのですが、一度出したものをまた再度ということも含めて、ちょっとそこは事務局サイドで調整をさせていただければと思います。

○山内委員 その結論は、また報告あるのでしょうか。

○図書文化財課長 させていただきます。

○山内委員 学術的な会議からも色々な意見が出ている中で、やっぱり誠実に回答するということをしていないと、最後一番非難されるのは、やっぱり一番の担当は港区の教育委員会なのですよ。そうならないために申し上げているので。

○教育長 今の山内委員のご指摘も踏まえて調整をさせていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 みなと図書館の一部利用制限について

○教育長 次に、「みなと図書館の一部利用制限について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「みなと図書館の一部利用制限について」ご説明いたします。報告資料ナンバー4を御覧いただけますでしょうか。

報告内容でございます。みなと図書館の所蔵資料の新三田図書館への移動作業及び給排水設備改

修工事に伴い、参考資料コーナー及び視聴覚コーナーの利用を休止するものです。

1番、休止期間。(1)参考資料コーナー、9月1日から来年3月31日までです。(2)視聴覚コーナー、令和3年10月中旬から令和3年11月中旬。こちらの方は、日程の確定は施工事業者が確定した後になります。

項番2、理由でございますが、みなと図書館の所蔵資料の新三田図書館への移動作業及び給排水設備改修工事のため。

3番、利用者への影響です。(1)参考資料コーナー、2階の参考資料コーナーの閲覧席、それから資料の利用、公衆無線LANの利用可能なパソコンコーナー、インターネット利用コーナーの利用ができなくなります。代替措置として、読書室、地下1階でございますが、そちらに公衆無線LANを利用可能なコーナーを工事しまして整備いたします。また、閲覧席もできる限り増設いたします。(2)視聴覚コーナーです。視聴覚資料は予約することで1階のカウンターで貸出しができるようにいたします。CDの試聴コーナー及びDVDの視聴ブースは利用ができなくなります。

項番4、利用者への周知でございますが、図書館ホームページ、区立図書館内の掲示によって周知をいたします。

なお、みなと図書館もかなり老朽化が進んでいるということと、来年新三田図書館が開館するというので、みなと図書館の利用者に最も大きな負担のかかる完全休館は避けまして、できる限り利用者サービスを維持しながら、部分的な利用制限で進めていこうと考えております。

移転作業と改修工事につきましては、安全を最優先に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

5 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○教育長 それでは、次に「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」ご報告をさせていただきます。

まず、すみません。紙の資料をお持ちの方は大丈夫なのですが、PDFで御覧の方々につきましては、少し中村先生の方には先程資料が送付されたかと思うのですが、別紙1、2の方がPDFの方は抜けておりましたので、今、PDF、こちらの方で見いただいている方は一つの上の階層に戻っていただいて、その中に個別の資料が入っております。そちらのエクセルの資料を御覧いただければ、そちらに別紙1、別紙2の方も全て資料が入っておりますので、大変申し訳ありませんが、そちらを御覧ください。

それでは報告をさせていただきます。区立幼稚園及び区立小・中学校における令和2年9月から今年の3月までの事故状況について報告をさせていただくものです。

事故発生件数については別紙1、内容は別紙2、過去3年間の月別の事故発生件数の推移、別紙3のとおりとなっておりますが、こちらの事故発生の状況について、別紙1と3を御覧いただき

ながら聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

昨年と比較して、別紙1の右下の方を見ていただくと59件というのが令和元年度の同時期のところ。令和2年度は106件ということで、大体倍増しているような状況です。

こちら資料には細かく書いてありませんけれども、実は骨折は27件だったのが62件、首から上のけがについては17件だったのが32件、交通事故は1件だったものが6件ということで、倍増している内容のものはそういった特徴が見られるという状況です。

別紙3を御覧いただければと思います。別紙3の方は4月から書いてございますが、今回は9月から3月を御覧いただければと思いますけれども、増加しているところで、例年11月から12月、1月に向かって下がっていくというトレンドはそうなのですが、11月と12月の間、下がらずにぼんと上がっているところ、1月はやはり冬休みがあるので下がる傾向はあるのですが、やはり今度2月は上がるのですけれども、倍増している状況というのが見て取れて、ずっと増加しているという状況が見て取れています。こういったところが実状況として表れているところがございます。

原因及び対策等につきましては3に記載させていただきましたが、コロナウイルス感染症による臨時休業が長期間に及び、子どもたちの慢性的な運動不足が生じたことなどが原因の一つとして考えられるということで、各学校からは、運動を家でもやれるような形で指導をさせていただいているところです。

また、交通事故に関しても、事故があったりする学校についてはもちろん臨時的交通安全教室を開かせていただく。また昨年は秋以降に、小学校1年生全員に交通安全についてのバッグを……協会さんの方から寄贈を受けて送った際に、各学校において交通安全指導をさせていただいたということも対応させていただいております。

また、子どもの活動で、昼休みとか中休みにみんなが外に出て遊びたいというときも、やはり全員が出てしまうと事故が多いということで、ある学校ではカードゲームみたいなものを買って、カードゲームで遊ぶ人と外に遊びに行く人ということで、少し人数分けをすとか、色々工夫をしているところで、少しずつこういった事故を抑制していくという努力をしているところがございます。

今年と2年前、昨年と比べてしまうとあれですので、この1学期中と2年前の1学期中とで調べているのですけれども、2年前が32件だったので、今7月19日現在で38件というところで、昨年相当増えましたけれども、今、大分落ち着いてきている状況です。

人数につきましても、2年前からは小学校1割ぐらい、70、80人増えているという状況、小学校についても5、6%増えているという状況から行けば、……みたいな状況は少しずつ落ち着いてきているかなと見て取れますけれども、引き続きこういった事故防止についてはしっかりと対応してまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 高輪一丁目における東京法務局登記所備付地図作成について（高松中学校敷地）

○教育長 次に「高輪一丁目における東京法務局登記所備付の地図作成について」説明をお願いいたします。

○学校施設担当課長 それでは、「高輪一丁目における東京法務局登記所備付地図作成について」ご説明させていただきます。資料ナンバー6を御覧ください。

東京法務局では、不動産登記法第14条第4項に基づき、法務局に備え付けている地図に準ずる図面、いわゆる公図というものですけれども、こちらの方が不正確なものが多いことから、土地一筆ごとの境界を確認の上、正確な測量を行い、精度の高い地図を作成するための作業を進めています。

高松中学校の敷地について、最新の技術での地図作成により、現状に即したより正確な数値となることから、法務局が作成した高輪一丁目の地図（案）、こちらの方を承認することとしたものでございます。

項番1、初めにこれまでの経緯です。法務局では、昭和43年から順次、管内の地図の作成業務を進めており、高輪一丁目地区については令和元年度からその作業に着手しております。令和3年3月に法務局側から区に対して高輪一丁目の地図（案）が提示されましたが、区ではこれまで今回のような法務局による地図作成作業、こちらの対象地域となることはございませんでした。

そこで、区では区有地と民有地、こちらの方の境界確定の例に従い、区の管理図書、公有財産台帳と比較し、辺長は面積が確保できているかどうか、こういう観点から、地図（案）の検討をしたところ、区が把握している公有財産台帳、地籍と乖離があったため、当該時点での合意には至っておりませんでした。

区が把握している数値との差異については、下の表になります。こちらの表を御覧ください。昭和40年当時、実測値は2万9,193.15平米、その後、平成7年、こちらの方の実測値では2万8,050.34平米、今回の法務局、こちらの方が作成した地図（案）では2万7,947.68平米となり、昭和40年当時の実測値より4.3%減少するということになります。

次のページを御覧ください。次に項番2、法務局作成の地図（案）についてです。法務局が作成する地図は、不動産登記法14条1項により、登記所への備付けが規定されております。地図が備え付けられない地域、これについては14条4項、いわゆる公図を備え付けることが規定されていますが、現在法務局に備え付けられている多くの地図に準ずる図面、こちらの方が不正確なものが多い状況というところでございます。

このため、法務局では、土地一筆ごとの境界を確認の上、正確な測量を行い、精度の高い地図を作成する作業を進めているところです。この地図の作成により土地境界が確定することから、土地の実態や状況が明確になるほか、円滑な土地取引、災害時の迅速な復旧・復興、さらには土地境界紛争の未然防止、登記手続の簡素化、こちらの方が図れるというメリットがございます。詳細については、この下にアということで地図作成のメリット、こちらにも記載しているところでござい

すので、参考に御覧いただければと思います。

なお、令和元年度、こちらの方で高輪一丁目地区の一部が実施区域として決定されましたが、今後、三田三、四丁目地区、高輪三丁目地区、こちらの方が予定されているところがございます。

(2) 区の事業、こちらの方との関連性となります。区では、港区基本計画に地籍調査事業の推進を計上し、順次、地籍調査を進めてございます。区が進める地籍調査は主に土地境界等を明確にすることを目的としていますが、法務局が進める地図作成作業、こちらとも相互に補完し合う事業となっております。

次に、項番3、公有財産台帳上の数値について。令和3年3月では、区が把握する数値、こちらと法務局の地図との間に数値的な乖離があり、合意には至りませんでした。一方、測量の分野では、昭和40年代当時に比べると、測量機器、測量技術、こちらの方が各段に進歩しております。特に近年では世界測地系を利用したGPS測量、従来の測量での誤差が地殻のゆがみなどを補正した地図作成が可能となっております。今回、地図検討のよりどころとした当該地の地籍についても、項番1の表のように測量の時期が新しくなるに従い、法務局が提示する地図(案)、こちらの方の数値により近いものになってございます。

3ページになりますけれども、項番4、対応方法についてです。法務局地図の取扱いについては、地図作成の持つ意義、区が把握している数値との整合性という観点から、その取扱いについて再度検討を行ったところ、地図作成は、関連事業である地籍調査とも目的が重なることや、社会的にも大きなメリットがあること、また、公有財産台帳上の数値の差異についても、財産の減少という訳ではなく、最新の技術による地図作成により、区の財産上の数値が現況に即した、より正確数値に正されたというものから、当該地図(案)を承認することとしたものでございます。

財産管理については、区では公有財産管理規則、こちらの中で財産台帳により管理しています。公有財産、これについては、建物の増築、改築、土地の購入、売却、測量等によって土地の正確な数値が把握できた際には、その都度、増減を増減異動報告、こういった形で記録しているというところ。財産の適切かつ正確な管理という観点から、財産台帳の数値に変動が生じたものについては、決算書や公有財産表の数値をその大小にかかわらず、都度、更正していくというものでございます。

本件についても、登記簿自体の数値は法務局の職権によって更正されることから、令和3年度中に増減異動として、今後の関係調書、こちらの方を更正するというものでございます。

最後に、参考までに法務局の地図、こちらの方を添付してございます。

説明の方は以上になります。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 令和3年度いじめ問題対策連絡協議会の報告について

○教育長 次に、「令和3年度いじめ問題対策連絡協議会の報告について」ご説明をお願いいたします

す。

○教育指導担当課長 それでは、「令和3年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について」ご説明させていただきます。

報告内容は、令和3年5月19日に書面開催をした港区いじめ問題対策連絡協議会の内容についてでございます。資料を御覧ください。

日時は、書面会議ということなのですが、5月19日に行わせていただきました。

項番2、場所なのですが、書面会議により開催。

項番3、委員は、下記に書かせていただいている21名が委員となっております。

議事のところです。項番4です。報告事項なのですが、7点ございました。

項番5の方に主な意見等を入れさせていただきましたので、主なところを報告させていただきます。

2ページの(1)報告事項の②関係部署におけるいじめ対策についてということで、資料の2をつけてございますが、寺西委員からは、家庭、学校、地域がそれぞれの立場でいじめをなくすために色々な取組をしていかなければいけないですねというご意見を頂きました。それに対して、教育委員会としては、3ページに書かせていただいておりますが、やはりそれぞれの立場からいじめの被害児童・生徒、それから保護者への関わりを通して、いじめ問題の解決を当然ですけれども、今後も図っていきますという回答をさせていただいております。

3ページ目の④のところです。令和2年度のコロナ禍におけるいじめへの取組報告ということで、タブレット端末を1人1台配布をさせていただきましたので、それに伴っていじめやトラブルが起こるのではないかとということで、教育委員会としても予防していくところ、そういった対応をさせていただきました。

これに関してご意見を3名の方から頂きました。やはりSNSとか仮想空間でのコミュニケーションがますます増えるので、そういったところも指導していく必要があるのではないかとところや、こういったところで使い方はもちろんですけれども、ネットマナーや情報モラルとかもしっかりと児童・生徒に伝えるだけではなく、保護者にも啓発をしていく必要があるのではないかと、貴重なご意見を頂きました。

これについて教育委員会としても、オンライン授業等を今はもうさせていただいておりますが、そういったところもありますので、学校にも十分にネットリテラシーを高めるとか、色々な企業さんにも頼んで、情報モラルの研修会を今年度もやる予定でございます。そういったところも含めて、家庭のルールづくりも絡めながら、必要などころでしっかりと指導していきたいという回答をさせていただきます。

おめくりいただいて、4ページです。学校における取組についてということで、学校もいじめについてしっかりとやっていかなければいけないということで、相手の立場になって考えられるようになることも大事ではないかということや、子ども同士の問題というだけではなくて、それによって発生する教員の指導や対応によって、不登校傾向になってしまうのではないかとというような貴

重なご意見を頂きまして、それに対して教育委員会としては、教員一人ひとりが生徒を大切に思うこと、これはもうもちろんでございりますが、それを深めていくということと、あとは、ふれあい月間や道徳の時間の指導においても、そういった、先生もそうですけれども、いじめの未然防止につながるような心の教育を進めていただくということで、回答をさせていただきます。

最後に自由意見ですけれども、今の話の流れの中で、道徳授業地区公開講座をオンラインでも視聴可能にして、色々な方が、参加できない方も聞くことによって、よりそういった心づくりができたり、教育委員会と各関係機関が連携することが、道徳性を保護者に育むことにつながるのではないかと、教育委員会事務局としてはそういった機会の創出に努めていきますという形で会を閉めてございます。

簡単な報告でございますが、以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

8 東京2020大会における学校連携観戦の中止について

○教育長 次に、「東京2020大会における学校連携観戦の中止について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料8を用いまして、「東京2020大会における学校連携観戦の中止について」ご報告させていただきます。

報告内容は、東京都教育委員会が7月5日に出した通知を基に、教育委員会として、今までは学校連携観戦に参加する予定でございましたが、7月7日に全ての幼児・児童・生徒の参加を中止することを決定したということをご報告させていただきます。

項番1を御覧ください。これまでの経緯というところで、東京都が令和2年2月19日、それから、令和2年12月21日に、予定どおりオリンピック、パラリンピックに参加するとなると会場が混み合う辺りを考えておりまして、人数を制限するというような簡単な案は示されてございました。最終的に、本来は4月の時点で、どこに行きますとか、決定でどういう運行をしていきますとかというものが東京都から示されることになってございましたが、それがなかなかなくて、7月7日から21日にかけて実地踏査についての通知が来ておりまして、各園、各小中学校はきちんとした決まったことがない中、実地踏査のみ行うということでさせていただいてございました。

対象は、今、記載させていただいた幼稚園と小中学校の児童・生徒になります。

参加を中止とした理由ということで、項番3に書かせていただいておりますが、東京都自体が安全・安心な競技観戦を実施するために、客席を一席ずつ空けて子どもたちを座らせるという考え方をいたしました。その結果、今まで港区では1万3,000枚近くのチケットを要望していて、それが7月5日の通知までは頂けるような流れで動いていたのですが、一席ずつ空けることによって、予定していた割当総座席数の半分の人数のチケットしか配布されないということが7月5日正式に分かりました。それを受けて、港区教育委員会としては、観戦を希望する全ての幼児・児童・

生徒に対して、観戦の機会を平等に提供することができないため、今回参加を中止するということを決定させていただきました。

簡単でございますが、以上です。

○教育長 ただいまのご説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

9 緊急事態宣言発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

○教育長 では、次に「緊急事態宣言発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー9と、それに附随する別紙を用いてご説明をさせていただきます。報告内容は、緊急事態宣言発令に伴う幼稚園・小中学校の教育活動についてということですが、

報告内容、こちら7月8日に国が東京都に対して感染拡大の防止にかけて4度目となる緊急事態宣言を発令しました。それを受けまして、東京都の緊急事態措置が発令され、それに基づき港区としても7月12日から8月22日まで、緊急事態宣言を受けた対応を取ることといたしました。

基本方針については、やはり今回変異株の関係がございまして、変異株の感染増加とか、学校内においても一度に大人数の教職員や子どもが感染する事態が発生したということから、緩みのないような感染症対策を継続していくということが基本方針として掲げさせていただきました。

別紙の方が分かりやすいので、別紙の方を御覧いただけますでしょうか。

7月11日までのまん延防止の対応と、7月12日からの緊急事態宣言が再発令された後の教育活動で大きな違いというところをご説明させていただきます。

学習活動については、飛沫感染症対策を講じてもお飛沫の感染の可能性が高い学習については中止という形にさせていただきます。例えば、音楽におけるリコーダーとか歌唱については原則禁止ということにさせていただきます。ただし、換気ができている環境、屋外ですとか、場所をとっても取れるところすとか、換気がものすごくいいところでは、個別の歌唱や管楽器、そういったリコーダーとかも用いた活動はオーケーということにさせていただいております。

家庭科における調理実習は密になつたりすることから駄目。

体育についても、身体接触を伴うようなマット、球技におけるゲーム等を行わない。ただし、水泳はもう今すごく密を避ける形でさせていただいておりますので、そういったことを継続しながら活動してくださいという形にさせていただいております。

グループや少人数等での話し合い活動とかも、長時間行わないような形で、やらないでくださいという形でやっております。

別紙の2ページ目に移ります。ここで前回と大きく違うのが、夏季休業期間の水泳指導については、授業時の感染対策を継続した上で実施していいですよというところと、夏季休業期間の補修等、サマースクール等がございまして、そちらも基本的な……換気をした上で実施していいですよ

いう形にさせていただいております。

部活動については、保護者のちゃんと了承を得た上で実施、短時間でやらせていただく。練習も、中学校体育連盟が主催する大会には、感染症対策を講じた上で参加。また、都県境をまたがないでやる練習試合については、保護者の同意を得た上で短い時間で実施というような形にさせていただいています。原則、部活動のときは、お弁当等を食べるような時間にしないで短時間にしてほしいという話をさせていただいているのですが、試合等でどうしても昼食を取らなくてはならない場合には、ものすごい距離を置いた上で、2メートル以上とここには書かせていただいているのですが、十分な間隔を空けて食べてくださいというような形にしてございます。

学校行事です。こちらも緊急事態宣言が発令されている期間中は、一堂に会した行事はしない。例えば終業式とかそういったことが想定されますが、分散して分かれて教室からオンラインで参加するなどということも想定して書かせていただいております。そして修学旅行、夏季学園等の宿泊を伴う行事及び都県境をまたぐ移動については中止とさせていただきましたが、括弧で代替案を検討しています。中止中止となると子どもたちもせっかく行きたかったのにという形で思われると思いますので、教育委員会としても代替案を検討して、子どもたちの心に残るような行事をできたらいいなと思っております。移動のところも、原則借り上げバスや保護者が帯同するような現地集合解散等もオーケーということにさせていただいておりますが、電車を使ったり、バスを使ったりするときには、分散して分かれて移動して実施してくださいということにさせていただいております。

項番4、保護者会、学校公開、教育研修についてのところでございますが、原則全校が一斉に開催するものは中止、ただし、PTAの役員会等、一部の保護者が来校して、人数を制限して短時間で行うものは大丈夫ですよという形にさせていただいております。夏季休業期間も教員の研修等があったのですが、こちらも三密を回避してやってもいいですよという形にさせていただきました。

少し長い説明になりましたが、以上です。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 現状では今の形で特に問題ないと思うのですが、今後、2学期以降のことについて、どうお考えかということ伺いたしたいと思います。

一つは、9月入ってもおそらく緊急事態宣言が仮に終わってもまん延防止等重点措置期間が続く可能性はあるだろうと思っておりますけれども、そのときに学校行事はもうそのまま自動的に修学旅行など宿泊の行事、あるいは県境をまたぐような行事は引き続き中止とされるのでしょうかということ。その点はどんなふうにお考えでしょうか。

○教育指導担当課長 学務課長を……あれなのですけれども、私どもは、東京都から来る緊急事態措置をしっかりと受けた上で、港区として対応させていただいております。ですので、そういったご意見もあるということは重々分かってございますので、今後、可能な限りできるような形でさせていただかなくてはならないのかなという形では思っておりますが、どうでしょうかといきなり……できる訳もなく、東京都の措置を受けた上で可能な限り港区としてどういうふうにしていく

かという形で、ガイドラインを踏まえつつ、毎回毎回こういった見解を出ささせていただいて行っているというところがございまして、それについてはそういったご意見があるということ踏まえて対応させていただきたいなと思っているところです。

○学務課長 こちらの記載ございまして、代替案を検討するというところで、実は校長会の方と協議をさせていただいております。夏季学園は夏季休業中なので、今回の措置でなくなってしまうということは、2学期以降の代替案とか日帰りとかを含めて色々な協議をさせていただいております。今後も感染状況等を踏まえながら、校長会等と協議をしながら、なるべく子どもたちの活動をさせてあげたいなと、そういった方向でまいりたいと考えております。

以上です。

○山内委員 ありがとうございます。現状ではまだ、これからまだ感染の状況は深刻になる可能性だってあり得ますから、慎重にしなければいけないというのは大前提ですし、あとはやはり学校の教職員の方々や保護者に不安がない範囲でできることが大前提だと思います。

ただ一方で、緊急事態宣言とかまん延防止重点措置は、時には政治的な意図が加わっているし、またその時々々の感染状況で主たるターゲットが違いますから、必ずしもそれと一対一の対応で自動的に中止とする必要はなくて、子どもの中での感染の状況を丁寧に見ながら検討していかなければいいのではないかというのが、私の個人的な意見です。

分かりやすく言えば、今、港区内の小学校にしても、中学校にしても、単発での感染はあっても、生徒間の感染はない状況だと思いますし、学校での生活と修学旅行中の生活の違いは食事の時間と、あと風呂と睡眠という時間だけだと思いますけれども、例えば食事の時間については給食のときにそれなりに練習ができていて、入浴の管理はある意味プールの脱衣のところでもそれなりにもう指導ができていて十分に対応ができていれば、あとは睡眠のときにどのくらい一部屋当たりの人数をどうするかというところの調整さえできれば、そんなにリスクが上がる訳ではないと思います。まん延防止等重点措置と自動的に結びつけないで、合理的な判断をされてもよいのではないかと、私自身は考えます。

一番は先生方の負担のない範囲で実施されることだと思います。

○教育長 ありがとうございます。ただいまの現在の緊急事態宣言、そしてその後、今、山内委員からお話がありましたように、全く何もなくなるということが、例えばまん延防止だとか状況が変わってくるのですが、その辺の学校行事について、委員の皆さん方からも一言ずつご意見を頂ければと思います。まず田谷委員。

○田谷委員 一番問題なのは、実際学校の教員の皆さんや子どもの意見はどうかというところをどの程度吸い上げて聞けるかということで、私も地元などで、学校へ行くことは差し控えているのですが、子どもや保護者の方などとお会いしたときに、さりげなくちまたの意見、お話を伺うようにはしておりますけれども、今、大方協力的というか、教育委員会の方針に対しては実直に取り組んでいただいている。でも、やっぱり子どもたちが大分ストレスがたまってきて、それから特に去年と今年はそういうふうに団体の行動がなくなるとか、コーラスができないとか、合奏、合

唱ができないとか、組体操ができないとか、もっと言うと運動会自体ができないとかいう状況というのがあるので、今度は思い出という問題で、どうしてもそれが欠けてしまうのは大変残念なことだろうと思っております。

色々それぞれ担当の課でもご苦労いただいて模索されているようですので、今後もひとつ、なるべく子どものそういう気持ちに沿えるような形で、実直に考えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。寺原委員、お願いいたします。

○寺原委員 基本的に同じ意見なのですが、私が前から気になっていたのは、例えば、グループや少人数等での話し合い活動というものもずっとまん防の頃から禁止になっている項目に入っていて、この必要性ですね。こういう話し合い活動は授業の中で重要だと前から思っているのです。一つ一つ皆さんでご判断いただいているとは思いますが、一保護者としてはこういう活動がずっとないというのは、授業が受け身になってしまうということが心配だと思っているので、一つの要素としてまたご検討の中に入れていただければなと思います。

○教育長 ありがとうございます。中村委員、いかがでしょうか。

○中村委員 一番心配なのは、やっぱり学校でコロナに感染したということで、生徒間のいじめとかが起きないかといったことが気になっています。コロナにあの子はなったのだよということで、子どもたちの間でそういういじめとかが出ないような雰囲気づくりというのは非常に大事なのではと思うので、そこは特に配慮いただきたいなと思っています。以上です。

○教育長 ありがとうございます。ただいまの各委員さんの意見を踏まえて、今後の検討の方法も含めて、湯川部長の方でちょっとまとめてもらえますか。

○学校教育部長 ありがとうございます。寺原先生から出た、グループ活動と話し合い活動がずっと制限されているというお話を頂いています。緊急事態宣言のときには中止としているのですが、この4月以降については、まん延防止の段階でかなり変異株が出てきたので、やっぱり少し構えて中止にしたのですけれども、1回目の延長のときには短時間でやりましょうということで、実績を踏まえながらできる限り学びを継続するというところでやってきております。

それから、山内先生からもお話があった宿泊行事等については本当に我々も苦慮しているところで、まん延防止の期間中に県境を越えてバスで移動している部もありました。私達もニコニコに実地踏査に行ったのですけれども、その中でも食事の場面、それから睡眠の場面をどうしたらいいか検討してきています。睡眠の場面などはなかなか効果があるかどうか分かりませんが、布団と布団の間について立てを立てるということで何とかできないかということで準備をしているところです。今後は、やはり体験授業が中止になるということは避けたいというところがあるので、極力体験授業で、あるいはまん延防止の中でもどうしたら不安を解消できるか、あるいは実施できるかというのは今後も継続して考えていきたいなと思います。場合によっては、県境をまたぐというところでの不要不急の授業にこういう授業が当てはまるのかどうかということも、東京都なり文部科学省辺りに一度確認してもいいかなと考えておりますので、できる限り体験授業も含めて継続できる

方向で検討していきます。

○教育長 ありがとうございます。今、部長の方からもお話がありましたように、本当に短期間であればそれ程大きな影響もなかったのですが、もう2年にも及ぶ状況の中で、子どもたちにリアルな体験を通した人間形成というところでいえば、この行事というのは大変大きな影響力がありますので、今、部長の方でもまとめていただきましたけれども、できるだけ子どもたちの意向に沿ったような、当然学校の状況も含めてなのですが、あるいは感染状況も含めてなのですが、できるだけ体験授業の方を実施できる方向で検討を進めていきたいと思っております。またその際には、皆さんからのご意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

○山内委員 今、不要不急の活動に当たるかどうかというところの話がありましたけれども、基本的には不要不急のものには当たらないという自信を持って取り組まれていいのではないかと思います。

やはり、そもそも不要不急のものだったらなぜ毎年、ふだんやっているのかという話になる訳で、当然それは校外での活動も学習指導要領上も位置づけられている訳ですし、もっと教育的に見れば、例えば子どもが学校の中だけで接しているときには見えない面、校外活動の中で、宿泊行事の中で、「あの子は学校の中だけだとこんなイメージだったけど、こんな面白い面もあるのだ」、あるいは教員と生徒の間でもそういう発見がある。そういう発見を豊かにしていくことが実は人間関係を形成する、あるいはよりよい豊かなクラスをつくるのが大事な訳ですから、そういう意味では当然不要不急には当たらないということでお考えになっていいのではないのでしょうか。

バスとかを使って県境をまたいで行くことについては、何もそれで感染のリスクを増やす訳でもない訳ですから、そこは自信を持ってよろしいのではないかと思います。

○教育長 ありがとうございます。ただいまの山内委員の力強いご意見を頂きまして、検討等を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

ほかにこの件についてご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 10 後援名義等の6月使用承認について
- 11 生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績について
- 12 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 13 生涯学習スポーツ振興課の8月事業予定について
- 14 図書館の6月分利用実績について
- 15 図書館・郷土歴史館の6月行事実績について
- 16 図書館・郷土歴史館の8月行事予定について
- 17 みなと科学館の6月利用状況について
- 18 8月教育人事企画課事業予定について

○教育長 次に後援名義等の6月使用承認について、生涯学習スポーツ振興課の6月事業実績につ

いて及び各事業別利用状況について、8月事業予定について、図書館の6月分利用実績について、図書館・郷土歴史館の6月行事实績についてと8月行事予定について、みなと科学館の6月利用状況について、8月教育人事企画課事業予定について、この9件については配布資料のとおりでございます。

この各報告事項についてご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項等は全て終了しましたが、委員または説明委員の皆さんからその他何かございますでしょうか。

○寺原委員 ちょっと高輪築堤で戻ってあれですけども、2点だけ確認なのですが、今回要望書一覧を出していただいて、その中に教育委員会から4月28日に出したものが入っていないように見えるのですが、これは単なる記載漏れという理解でよろしいでしょうか。保存等要望書一覧という、ここに全ての要望書が出てくるということなのですよ。1回目の2月12日のは入っているけれども、4月28日でしたか、可決をした2回目の。

○図書文化財課長 令和3年2月12日と併記する形で、5月11日に可決した分を併記したはずですので、記載が漏れていたかもしれません。申し訳ございません。修正させていただきます。

○寺原委員 分かりました。それは漏れている感じですよ。

2点目は、さっきの説明ですと、今日頂いた参考資料のものというのは、今日初めて教育委員会で共有を頂いたという理解。そうすると、ちょっと日付を見ると結構古いものもあって、2月とか3月とか、一応教育委員会で継続的に協議していて、特に4月28日辺りでは2回目のものが可決されたりして、5月のゴールデンウィーク明けもこの件が議論にはなっていたので、やっぱりこれだけ多くの要望書が色々なところから出ているということが協議に影響してくるかなと思ったので、タイミングですよ、要望書の共有の。検討する上で必要な資料というのは、共有いただいた方が議論が深まるかなと思いましたので、次回から可能な範囲でそうしていただければと。

○図書文化財課長 ご指摘ありがとうございます。今回、実は4月、5月、6月、第一四半期が終わりましたそのタイミングでご報告したのですけれども、もし今後そのような場合にはご指摘のとおり、極力最新の時点までのものを共有したいと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を8月23日月曜日、午前10時から開催予定でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子